平成２６年（フ）第３２号
山梨県甲州市勝沼町小佐手2115番地
破産者　三枝　正文
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第８３号
山梨県中央市下河東3004番地７
破産者　小野　由弥（旧姓小林）
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４７号
滋賀県野洲市野洲178番地５　アパートメント178―303号、前住所滋賀県守山市川田町915番地
破産者　園田　一隆
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３８号
広島市南区東雲本町２丁目９番24―308号
破産者　千田　康弘
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４５号
広島市安佐北区口田南３丁目35番11―６号、開始決定時の住所広島市安佐北区口田南２丁目25番15―506号
破産者　上向井英作
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３号
広島県安芸高田市美土里町本郷4025番地１
破産者　新出　達夫
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第１０７号
香川県仲多度郡琴平町601番地　苗田方、破産手続開始決定時の住所香川県仲多度郡琴平町612番地
破産者　菱谷和加子
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１１０号
香川県坂出市池園町８番40号
破産者　佐藤　晴樹
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２５年（フ）第１３１２号
福岡市中央区春吉３丁目14番７―2201号
破産者　澤田　賢司
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１３０号
福岡県糟屋郡宇美町桜原２丁目２番４号　ブルーム桜原、破産手続開始決定時の住所福岡県糟屋郡宇美町宇美６丁目16番３号ディアスプラザ宇美弐番館201号
破産者　梅田　正勝
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２８５号
福岡市南区高木３丁目16番27号
破産者　中田　勝三
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２８７号
福岡市南区花畑２丁目47番24―203号
破産者　坂口　千尋
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第４２７号
福岡市西区愛宕２丁目10―15―103、住民票上の住所福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘２丁目29番６号
破産者　飛賀　真理
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５５１号
福岡市東区香椎駅東３丁目９番17号
破産者　妹尾　政志
1　決定年月日　平成26年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３６６号
北海道茅部郡森町字尾白内町540番地
破産者　梅本　　勲
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１９号
北海道北斗市当別２丁目６番13号、破産開始決定時住所北海道函館市東山３丁目１番17号
破産者　板垣　孝雄
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第９８号
函館市美原３丁目44番３号、住民票上の住所函館市湯川町２丁目７番５号
破産者　秋山　一巳
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第９１号
青森県八戸市長苗代４丁目３番33号
破産者　田名部正人
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第６４８号
仙台市太白区羽黒台17番54号　石井第２アパート102
破産者　佐藤　正人
1　決定年月日　平成26年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係